

静岡県告示第604号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年8月30日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名CUMYL-CBMINACA）	令和4年8月31日
〔（2S, 4S）-2, 4-ジメチルアゼチジン-1-イル〕〔（8R）-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル〕メタノン及びその塩類（通称名LSZ、LA-SS-Az）	令和4年8月31日
1-（4-フルオロ-3-メチルフェニル）-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン及びその塩類（通称名4-fluoro-3-methyl- α -PVP、MFPVP）	令和4年8月31日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。